平成２９年（フ）第９１６号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区29棟310号
債務者　梅木　智仁
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９６３号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番８棟107号
債務者　築　不磨子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９７９号
千葉県市原市君塚４丁目11番地６　スカイネオコーポＥ棟101号室
債務者　小泉奈美佐
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９８２号
千葉県市川市原木２丁目２番15号　（高橋ハイム205号）
債務者　坂本　亜紀
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９８８号
千葉県市川市宝１丁目11番11号（フルールＮ―203号）
債務者　余語　明美
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１７号
千葉県香取市小見川147番地11　スマイルホーム小見川101号
債務者　鎌田　勝也（旧姓長谷部）
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第１８号
千葉県香取市小見川147番地11　スマイルホーム小見川101号
債務者　鎌田　美樹
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第３７９号
川崎市川崎区田町２丁目４番13―416号
債務者　大澤　元俊
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２０号
川崎市中原区木月大町８番16号　サニーテラス　101
債務者　池田　貴志
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４７９号
川崎市中原区下小田中１丁目31番１―101号スカイコート武蔵小杉第６、前住所川崎市中原区新城中町２番６号　コーポ新城　Ｂ―101
債務者　田村　公一
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０４号
川崎市幸区南幸町３丁目48番地　池上荘203
債務者　渡邊　健二
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５１０号
川崎市宮前区平４丁目２番11―103号　宮前平北パークホームズ
債務者　川島　義治
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５１３号
川崎市宮前区神木本町５丁目５番１号　ブルーハイム神木　101
債務者　今井　弘継
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５１８号
川崎市多摩区宿河原２丁目40番16号　カサ・デ・ルガールⅡ　103
債務者　松岡さゆり
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５２７号
川崎市多摩区西生田２丁目８番22号　ハイランドハウス　106
債務者　大丸　博士
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５４１号
川崎市宮前区菅生６丁目３番１号　201
債務者　児玉　ルミ（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５５０号
川崎市麻生区細山７丁目11番３号　アートヒルズよみうりランド　303
債務者　鶴山　梨紗
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係